



来週の投資戦略 (1/22-26)

海外投資家の物色は広がるか？

2024年1月21日

小松 徹

注目事項 - 見所

主要企業の10-12月期決算 — 円安以外の上方修正要因は？

1月22-23日、日銀、金融政策決定会合 — 現状維持？

1月25日、10-12月期の米国実質GDP成長率 — 前期比+2.0%？

1月26日、12月の米個人消費支出 (PCE デフレーター) — 前年比+2.6%、コア+3.0%

株式市場見通し

わが国株式市場が年初から大商いで急騰しているのは、恐らく商品投資顧問業者 (CTA) の買いであろうと、先週ここで推測した。それだけではなかった。中長期投資の資金が8日の週に現物市場で96百億円も入っていた。CTAなどが主戦場とする先物市場では49百億円の買い越しだった。これらのことから、海外投資家がわが国市場に注目しているのが良くわかる。今のところ、半導体銘柄が市場を引っ張っているが、物色対象が広がっていく可能性もある。来週から始まるわが国主要企業の10-12月期決算に注目したい。円安以外の増益要因がどの程度か興味あるところだ。

来週の注目決算は水曜日のニデック (6594)、ディスコ (6146)、金曜日の信越化学工業 (4063)、ファナック (6954) など。このうち、ニデックは10-12月期の営業利益が前年同期比2倍になるとアナリストが予想しているが、投資家が最も注目するのは前回の説明会で戦略の大転換をしたが、順調に機能しているか確認することだろう。信越の10-12月期営業利益は前年同期比28%減とアナリストが予想している。前回の説明では半導体業界の底打ちと米国住宅業界の回復を期待していた。質疑応答で来期の増益率の感触を得ることになるだろう。

なお、米国でも火曜日にNetflix (動画配信最大手)、水曜日にTesla (EV大手) の10-12月期決算が発表される。Teslaは値下げや大規模なリコールなどがあって、アナリストの予想は38%減益で、1-3月期も7%減益となっている。買い推奨あるいは強い買い推奨のアナリスト数が減少している。最近、中国のBYDに世界のEV販売台数で抜かれたことが話題になっている。最近はやりの「もしトラ」では不利な銘柄に挙げられよう。

最後に、来週の主要国の経済指標等を見ておく。月曜日開始の日銀の金融政策決定会合が火曜日昼に終了予定。今回は政策変更なしと多くのエコノミストが見ている。木曜日に欧州中央銀行 (ECB) 理事会が開催され、会議後にラガルド総裁の会見がある。こちらも政策変更なしと見られている。利下げが年央くらいからなるかもと示唆するか。同日米国で10-12月期の実質GDP成長率が発表される。市場予想の前期比+2.0%は投資家には程よい数値だ。これよりもかなり高いと長期金利が上昇して株式市場も影響を受けるかもしれない。金曜日には米国で12月のインフレ指標が発表される。予想の前年比+2.6%を上回ると市場には警戒感が、下回ると安心感が出よう。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。本レポート執筆時点で、KPA 役員あるいはKPA のお客様は信越化学工業を保有しています。